

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」等関係通達の一部改正の主な概要

1. 運行管理者資格者証の返納命令発令基準関係

自動車運送事業者は、営業所毎に車両数に応じて国家資格を有する運行管理者を選任することが義務付けられています。これまで運行管理者に係る違反が一定以上であり、かつ、運転者に対する適切な指導及び監督を怠り悪質違反が行われた場合等には運行管理者資格者証の返納命令を発令していましたが、資格者として特に不適切と認められる次の場合にあっては直ちに返納命令を発令することとしました。

- ① 事業用自動車の運転者が過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転、最高速度違反行為又は過積載運行（貨物関係）を引き起こした場合であって、資格者が当該違反行為を命じ、又は事業用自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認していた場合
- ② 資格者が事業用自動車により、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又はひき逃げを行った場合
- ③ 運行管理者に選任されている資格者が、運転者に対する点呼を全く実施していない状態が認められる場合
- ④ 資格者が運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

※ 資格者とは、運行管理者試験に合格するか又は一定の要件を満足し、運行管理者資格者証の交付を受けている者を指します。

2. 輸送の安全確保命令の発動基準関係

運行管理者又は整備管理者が選任されない状態は輸送の安全確保の観点から妥当でないことから、次の場合には輸送の安全確保命令を発令することとしました。

- ・ 運行管理者について、選任すべき数を満たしていない場合又は運行管理者資格者証の返納を命ずることにより選任すべき数を満たさなくなる場合
- ・ 整備管理者について、選任されていない場合又は整備管理者の解任を命ずることにより整備管理者が存在しなくなる場合

なお、輸送の安全確保命令に従わない場合は、再度輸送の安全確保命令を発出するものとし、再度従わなかった場合は、許可の取消処分を行います。

3. 行政処分等の基準関係

- (1) 省令改正に伴う処分基準の見直しを行います。
- (2) 車両の点検整備のより確実な実施及び不正改造車の排除をより一層推進するため、日常点検及び定期点検が未実施の場合並びに整備不良及び不正改造等の場合の処分基準を強化します。